

# 令和6年度大学等卒業予定者の求人受付開始

(令和7年3月大学等卒業予定者を対象とした求人)

早期に求人申込みをいただきますようご協力お願い致します。

**求人申込みの際は、必ず裏面留意事項をご確認ください！**

## 大卒等卒業予定者の就職・採用活動に関するスケジュール

広報活動	令和6年3月1日以降
採用選考活動	令和6年6月1日以降

## ハローワークにおける求人の取り扱い

求人受理	令和6年2月1日以降
求人公開	令和6年4月1日以降
職業紹介	令和6年6月1日以降
内定日	令和6年10月1日以降

変更点

**求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください**

ご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、2024（令和6）年4月1日以降、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の明示が必要になります。

**令和6年度大学等卒業予定者の求人についても、求人の公開が令和6年4月1日以降となることから、以下の①～③について明示をお願いします。**

- ①従事すべき業務の変更の範囲
- ②就業場所の変更の範囲
- ③有期労働契約を更新する場合の基準

詳しくは「求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください」のリーフレットをご覧ください。

# 留意事項

- **原則、求人申込み後に求人の取り下げ・求人数の削減はできません。**
- 求人の取り下げは以下の場合に限り可能です。
  - ① 募集した求人数以上の採用内定をした場合
  - ② 求人票記載の受付期間が経過した場合
- ※ **①②以外の理由で求人の取り下げを希望する場合は、必ずハローワークへご相談ください。**  
**求人者マイページからの取消は行わないでください。**
- 大学等卒業予定者の求人の募集人員は、高等学校卒業予定者の求人や一般求人の募集人員と併用することはできません。それぞれの採用枠を確保したうえで、求人申込みをお願いします。  
**(NG例) 中途採用したため、大学等卒業予定者の求人を取り下げる。/  
高等学校卒業予定者を多く採用したため、大学等卒業予定者の求人を取り下げる。**
- 求人の有効期間は令和7年3月31日までです。  
有効期間よりも前に募集終了を考えられている場合は、**求人申込時に受付期間を設定するようにお願いします。**
- 募集内容などは、誤解を生じさせることのないように平易な言葉で的確に表示してください。  
虚偽の条件表示などに対しては罰則があります。(職業安定法第65条8号)
- **当初の労働条件を安易に変更することは不適切です。**  
変更を行わざるを得ない場合には、内定までに書面による明示を行わなければなりません。
- **採用内定取消は、絶対に行わないでください！**  
職業生活への円滑な移行の妨げとなります。

**中長期的な人事計画等の下、企業の人員構成、  
職場における要員の過不足の状況等を十分見極めた上で、  
求人数を決定してください。**

# 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

## ① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

職種： 介護員
仕事の内容： グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いただきます。 〈主な業務〉 ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助 ・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買い出し ・機能訓練 など ※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります <b>変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員</b>

(最大360文字)

## ② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

就業場所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地に同じ <input checked="" type="checkbox"/> 登録済の就業場所に同じ <input type="checkbox"/> 在宅勤務に該当 〒 ○○○ - ○○○○ ○○県△△市□□町3番地 最寄り駅(                    ○○線 □□ 駅)から[ 徒歩・ <b>車</b> ]で(    10   分) 就業場所に関する特記事項:
	従業員数:就業場所(    22 人) うち女性(    12 人) うちパート(    14 人)
	受動喫煙対策: <b>1. あり</b> (受動喫煙対策の内容: <b>屋内禁煙</b> ・喫煙室設置) 2. なし(喫煙可) 3. その他 受動喫煙対策に関する特記事項:
	マイカー通勤 <input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤可 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場あり ※料金について「求人に関する特記事項欄」に記載してください。
	転勤の可能性 <b>① あり</b> 転勤範囲: <b>A事業所、B事業所</b> 2. なし

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

### ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

#### ■ 原則更新の場合は以下のように明示してください。

**有期労働契約の通算契約期間**または**更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

#### ■ 条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- ・「契約更新の条件」欄に**具体的な更新条件**を記載
- ・**有期労働契約の通算契約期間**または**更新回数に上限がある場合**、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 1 年 0 ヶ月
契約更新の可能性	①あり( 原則更新 ・ <b>条件付きで更新あり</b> ) 2. なし (契約更新の条件: <b>会社が定める能力評価により判断 (通算契約期間上限4年 / 更新回数上限3回)</b> )

Q 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか？

A 就業場所・業務に限定がない場合は、「**会社の定める○○**」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交することも考えられますが、**求職者とのトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましい**です。

Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか？

A 今回の明示事項について、**指定された欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載**してください。

このリーフレットの内容や具体的な求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。